

前橋市監査委員公表第14号

前橋市長職務代理者から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年1月9日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	澤	口	俊
同	横	山	勝
同	近	藤	登

財務部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和7年10月9日～11月26日

措置通知書提出日 令和7年12月24日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：資産経営課】</p> <p>1 債権管理事務について（指摘事項） 市有地の貸付料において、履行期限までに納入しない者に対し、履行期限後20日以内に督促状を発していなかった。 債権の管理に関する条例第6条、同条例施行規則第3条にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 入札不調後の対応について（要望事項） 市議会庁舎自家用電気工作物保守点検業務において、当初の入札が不調となった後、仕様について、履行期間の始期を令和7年4月1日から令和7年4月18日に変更したものの、他の業務内容は変更せずに、後日、当初の業者と入札を再実施していた。 契約監理課が示す入札執行手順では、入札が不調となり、後日入札を実施する場合の対応は「仕様はそのまま業者を変えて実施」又は「仕様を変更し当初の業者で実施」としている。履行期間の始期のみの変更は、仕様の変更とは言い難いため、入札が不調となった場合は、契約監理課が示す入札執行手順にのっとり実施するよう検討されたい。</p> <p>【監査対象所属：収納課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項） 領収日付のデータ化に伴う領収済通知書仕分等委託業務において、入札参加者から刑法、独占禁止法等の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書の提出を受けていないにもかかわらず、指名競争入札を執行していた。 物品購入等入札注意事項において、入札参加者は、当該誓約書を提出のうえ、入札しなければならないと規定していることから、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>債権管理にあたっては正副担当で債権管理台帳を確認することにより、適正な事務処理を図ることとした。</p> <p>本課が実施する委託事業において、入札が不調となり、後日入札を実施する場合は、「仕様書はそのまま業者を変えて実施」又は「仕様を変更し当初の業者で実施」する必要があることについて、課内に周知を図った。 また、契約監理課が示す入札執行手順の内容を徹底するため、課内で研修を実施した。</p> <p>再発防止のため、監査結果について課内で情報共有を行った。 契約事務については、物品購入等入札注意事項にのっとりた事務処理が行えるよう、入札執行手順を見直した。また、誓約書の様式を予め作成しておくこととし、次回の契約から確実に改善できる対応を行った。</p>

環境部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和7年10月9日～11月26日

措置通知書提出日 令和7年12月9日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：ごみ収集課】</p> <p>1 財産管理事務について（指摘事項）</p> <p>北代田町641番7及び駒形町58番29の土地について、それぞれ令和7年5月及び6月に寄附により取得しているが、公有財産異動通知書を資産経営課長に通知していなかった。</p> <p>令和4年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、財務規則第189条第1項において、主務課長は、土地を寄附等により取得したときは、公有財産異動通知書に、関係図面及び関係書類を添えて、直ちに資産経営課長に通知しなければならないと規定していることから、同項にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>今回指摘のあった2件の土地については、11月14日に公有財産異動通知書を資産経営課長に通知した。</p> <p>今後は財務規則にのっとり適正な事務を行うため、11月14日に資産経営課担当者のごみ収集課正副担当者3名で打ち合わせを行い、公有財産管理システムの登録から報告までの一連の流れについて確認するとともに、チェックシートに加筆修正し、直ちに対応できるよう改善した。</p>